

< 報道発表資料 >

令和 8 年 6 月 3 0 日

京都市子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課

京都市スマイルママ・ホッと事業（産後ケア事業）の拡充

京都市では、産後の母親が身近な地域で安心して育児を開始し、子どもが健やかに成長できるように、京都市内に住民票を有する産後1年未満の母親とその乳児を対象に、医療機関等での産後ショートステイや産後デイケアを通じて心身のケアや育児等の支援を行う「京都市スマイルママ・ホッと事業」（産後ケア事業）を、平成26年7月から実施しています。

この度、従来の施設来所型の産後ケア事業に加え、令和8年8月から助産師が利用者の自宅を訪問し、母体のケアや授乳・沐浴に関する助言等のサービスを提供する「アウトリーチ（訪問型）」の産後ケア事業を新たに開始します。

【1 実施内容】

対象者	産後1年未満の母とその子 ※グリーフケアを主目的とする利用の場合は以下のとおり ①1年以内に流産又は死産等を経験された方 ②過去に流産又は死産等を経験された後、現在1歳未満の子がいる方
サービス内容	母体管理及び生活・育児相談、子の発育及び発達のチェック、授乳や沐浴の実施及び方法に関する助言等
サービス提供時間	1回あたり2時間まで ※連続する時間であれば、1日2回、4時間まで利用可能
利用料	課税世帯【A・B階層】：1,000円 非課税世帯【C階層】：無料
利用回数上限	産後ショートステイ： 7回 産後デイケア、アウトリーチ： 合計7回 総計14回

【2 事業開始時期】

令和8年8月1日（土）ご利用分から

※京都市ホームページ（<https://www.city.kyoto.lg.jp/hagukumi/page/0000168986.html>）

にて、令和8年7月中旬から利用受付開始予定

制度概要等
はこちら



(参考) 事業概要

(1) サービス区分

- ①産後ショートステイ（宿泊型）、②産後デイケア（日帰り型）、
③アウトリーチ（訪問型）

(2) 実施場所

- ①及び②：本市と委託契約を締結する施設
③：利用者の自宅

(3) 利用料金等

種類	利用料（1回当たり） 上段：減免前 下段：減免後			利用回数上限	利用料減免
	A※1	B	C※2		
産後ショートステイ（宿泊型） 【1泊2日】	4,900円		490円	7回まで	【A・B】 合計で5回分まで利用料を減免します。 【C】 全ての利用で利用料を無料にします。
	3,600円	2,400円	0円		
産後デイケア（日帰り型） 【8時間】	2,400円		240円	デイケアとアウトリーチを合わせて合計7回まで ※3	
	1,200円	0円	0円		
アウトリーチ（訪問型） 【2時間】	1,000円		0円		
	500円	0円	0円		

※1 夫及び妻の前年の所得（1月から5月までの申請については前々年の所得）の合計額が730万円以上である世帯

※2 サービスを利用する年度（4月から5月に申請する場合は前年度）の個人市民税が非課税の世帯または生活保護法の規定による被保護世帯

※3 対象となる乳児が多胎児である場合には、更にアウトリーチ（訪問型）に限り、追加で7回まで利用することができる。

<京都市はぐくみ憲章 ロゴマーク>



<報道機関からのお問合せ先>

京都市子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課

電話：075-222-3939